

河川敷地占用許可準則の一部改正案に関する意見募集について

平成28年3月2日
国土交通省
水管理・国土保全局
水政課

国土交通省では、別紙のとおり、「河川敷地占用許可準則」（平成11年建設省河政発第67号）の一部改正を検討しております。

このため、広く国民の皆様から本案に対するご意見を以下の要領で募集いたします。

<意見公募要領>

1. 意見公募の趣旨

国土交通省では、河川法第24条に規定する河川区域内の土地の占用許可の審査基準として、河川敷地占用許可準則（平成11年建設省河政発第67号。以下「準則」という。）を定めており、原則として公的主体（市町村等）に占用を認めているところです。

この中で、多様な主体による水辺空間の積極的な活用に資するため、地域の合意が得られた場合には、営業活動を行う事業者等（以下「民間事業者等」という。）についても河川敷地の占用を可能とする特例を設けています。

この特例では、民間事業者等の占用許可期間を「3年以内」としているところですが、事業によっては「3年以内」での初期投資回収が困難であり、民間事業者等が制度を活用する上で課題となっています。

このことから、占用主体が民間事業者等である場合についても、占用許可期間を公的主体と同様の「10年以内」に変更する準則の改正を行うこととしました。

つきましては、この改正案について広く国民の皆様からのご意見を募集いたします。

2. 意見募集対象

河川敷地占用許可準則の一部改正案（別紙）

3. 意見送付方法

氏名・住所・所属（会社名又は所属団体名）及び電話番号を日本語で明記の上、次のいずれかの方法で送付してください。

① 電子メールの場合（テキスト形式でお願いします）

メールアドレス：hqt-junsoku@ml.mlit.go.jp

国土交通省水管理・国土保全局水政課パブリックコメント担当宛

② 郵送の場合

〒100-8918 東京都千代田区霞が関 2-1-3

国土交通省水管理・国土保全局水政課パブリックコメント担当宛

③ F A X の場合

F A X 番号 : 03-5253-1601

国土交通省水管理・国土保全局水政課パブリックコメント担当宛

④ 電子政府の総合窓口（e-Gov）の意見提出フォームを使用する場合

「パブリックコメント：意見募集中案件詳細」画面の意見提出フォームへのボタンをクリックし、「パブリックコメント：意見提出フォーム」より提出してください。

4. 意見募集期間

平成28年3月2日（水）～平成28年3月31日（木）必着

5. 注意事項

※ いただいたご意見につきましては、担当部局において取りまとめた上で、検討を行う際の資料とさせていただきます。ご意見に対して個別の回答は致しかねますので、あらかじめその旨ご了承ください。

※ ご意見を正確に把握する必要があるため、電話によるご意見の受付は対応致しかねますので、あらかじめその旨ご承知おき下さい。

※ いただいたご意見の内容につきましては、氏名・住所・所属及び電話番号を除き公開される可能性がありますので、あらかじめその旨ご承知おき下さい。

6. お問い合わせ先

国土交通省水管理・国土保全局水政課 パブリックコメント担当

電話番号 03-5253-8111（内線：35224）

【意見提出様式】

国土交通省水管理・国土保全局水政課 パブリックコメント担当 宛

河川敷地占用許可準則の一部改正案に関する意見

氏名	(フリガナ)
住所	
所属	(会社名) (部署名)
電話番号	
ご意見	(ご意見) (理由)

○河川敷地占用許可準則（平成11年8月5日建設省河政発第67号）の一部改正案 新旧対照表

(下線部が変更箇所を示す。)

改正案	現行
<p>(占用の許可の期間) 第二十四 占用の許可の期間は、第二十二第4項に<u>掲げる者が都市・地域再生等占用主体となる占用にあっては十年以内</u>で当該占用の態様等を考慮して適切なものとしなければならない。</p>	<p>(占用の許可の期間) 第二十四 占用の許可の期間は、第二十二第4項<u>第一号に掲げる者が都市・地域再生等占用主体となる占用にあっては十年以内、同項第二号及び第三号に掲げる者が都市・地域再生等占用主体となる占用にあっては三年以内</u>で当該占用の態様等を考慮して適切なものとしなければならない。</p>